

# 仙台市いじめ防止基本方針

仙 台 市

平成26年3月26日

(最終改定 平成31年4月1日)



## 目次

はじめに .....	1
I 基本的な考え方 .....	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 .....	1
2 関係主体の責務 .....	2
3 いじめの防止等への組織的対応 .....	3
4 いじめの定義等 .....	4
(1) いじめの定義 .....	4
(2) いじめの理解 .....	5
(3) 市いじめ防止基本方針における「学校」の範囲等 .....	6
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方 .....	6
(1) いじめの防止 ～「いじめはしない・させない・許さない」 .....	7
(2) いじめの早期発見 ～「いじめは早期発見・適切かつ迅速な対応が重要」 .....	8
(3) いじめへの適切かつ迅速な対応 .....	8
(4) 家庭や地域との連携 ～「地域とともに歩む学校」づくりの推進 .....	8
(5) 関係機関や他の学校との連携 .....	10
II いじめの防止等のための対策の内容 .....	10
1 市（市教育委員会を含む）が実施する施策 .....	10
(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置 .....	10
① 仙台市いじめ問題対策連絡協議会 .....	10
② 仙台市いじめ問題専門委員会 .....	11
③ 再調査委員会 .....	11
④ 仙台市いじめ防止等対策検証会議 .....	11
(2) 市（市教育委員会を含む）が取り組む主な施策 .....	12
① いじめの防止 .....	12
② いじめの早期発見 .....	15
③ いじめへの適切かつ迅速な対応 .....	16
④ 家庭や地域との連携 .....	18
⑤ 関係機関や他の学校との連携 .....	18
⑥ 重大事態への対応 .....	19
⑦ 学校や教員の評価 .....	19
⑧ 学校運営改善の支援 .....	20

2	市立学校が実施すべき施策 .....	20
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定 .....	20
①	学校いじめ防止基本方針を定める趣旨 .....	20
②	学校いじめ防止基本方針に盛り込むべき内容 .....	21
③	学校評価の評価項目への位置付け .....	21
④	児童生徒、保護者、地域からの意見聴取 .....	22
⑤	学校いじめ防止基本方針の周知 .....	22
⑥	不断の見直し .....	22
(2)	学校いじめ防止等対策委員会の設置 .....	23
(3)	市立学校におけるいじめの防止等に関する取り組み .....	25
①	いじめの防止 .....	26
②	いじめの早期発見 .....	28
③	いじめへの適切かつ迅速な対処 .....	30
④	家庭や地域との連携 .....	34
⑤	関係機関や他の学校との連携 .....	35
III	重大事態への対処 .....	36
1	重大事態の意味 .....	36
2	市教育委員会又は市立学校による調査 .....	37
3	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 .....	42
IV	その他の重要事項 .....	43
1	市立学校以外の学校への情報提供 .....	43
2	施策の検証等 .....	44
3	市いじめ防止基本方針の公表及び見直し .....	44

## はじめに

仙台市におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条及び仙台市いじめの防止等に関する条例（平成31年仙台市条例第28号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市いじめ防止基本方針」という。）としてまとめ、ここに策定する。

仙台市は、法、条例及び市いじめ防止基本方針に基づき、保護者や地域住民等との連携の下、子供の尊厳を脅かすいじめが、いつでも、どこでも、いずれの子供にも起こり得るものであるとの共通の理解をもって真摯に向き合い、いじめの防止等の取り組みを、変化する時代を背景に不断の見直しを行いながら、着実に推進していく。

## I 基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

条例第3条では、法第3条に規定する基本理念のほか、次に掲げるものを基本理念として行われなければならないとしている。

- いじめの防止等のための対策は、学校が、全ての児童生徒にとって安心でき、かつ、自己有用感及び自己肯定感を高める楽しい学びの場であるべきことを旨として、行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを受ける側にも行う側にもなり得るとの認識の下、いじめを早期に発見し、及び適切かつ迅速に対処すべきことを旨として、行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、暴力や暴言が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、児童生徒が健やかに育つことのできる環境の実現を目指して、行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめの要因を把握し、いじめの再発を防止することを旨として、行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、地域における交流が児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めることに資することに鑑み、地域における活動及び行事がいじめの防止等に資するとの認識に立って、取り組まれるものとする。

仙台市は、この基本理念の下、かけがえのない子どもたちがいじめによって悩み、苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいく。

## 2 関係主体の責務

仙台市では、法及び条例により、市、市教育委員会、市立学校及び市立学校の教職員の責務を次のとおり定めている。関係主体は、それぞれが有する責務を十分認識の上、いじめをなくすための対策に総力を挙げて取り組むものとする。

### (市の責務)

第5条 市は、第3条及びいじめ防止対策推進法第3条の基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (教育委員会の責務)

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、本市が設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

### (市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第7条 市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民並びに関係機関との連携を図りつつ、当該市立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

また、条例では、保護者や地域住民の責務についても併せて次のとおり定めている。

仙台市は、保護者や地域住民に対して、条例の趣旨等について普及啓発を図り、社会全体で子供をいじめから守る意識の醸成に取り組んでいく。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、市が実施するいじめの防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民の責務)

第9条 地域住民は、それぞれの地域において児童生徒の健全な育成を図ることができる環境づくりに努めるものとする。

2 地域住民は、市が実施するいじめの防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。

この他、保護者の責務として、法第9条第2項により、保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒等をいじめから保護するものとする定められているところであり、このことについても併せて普及啓発を図っていく。

### 3 いじめの防止等への組織的対応

法及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日 文部科学大臣決定。以下「国基本方針」という。)においては、いじめの防止等のための組織等が規定されている。

本市においては、その趣旨を踏まえ、それぞれの組織等を設置することとする。

(1) 法第14条第1項の規定により、学校・教育委員会・児童相談所・法務局又は地方法務局・都道府県警察その他の関係者により構成される「仙台市いじめ問題対策連絡協議会」を置く(法第14条第1項、条例第32条)

⇒(P10「II1(1)①仙台市いじめ問題対策連絡協議会」を参照)

(2) 重大事態に係る事実関係を調査審議するとともに、いじめの防止等のための対策について調査研究等を行うため、「仙台市いじめ問題専門委員会」を置く(法第14条第3項、法第28条、条例第38条)

⇒(P11「II1(1)②仙台市いじめ問題専門委員会」を参照)

(3) 市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、当該市立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「学校いじめ防止等対策委員会」

を置くものとする（法第22条、条例第14条）

⇒（P23「II2（2）学校いじめ防止等対策委員会の設置」を参照）

- （4）学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条、条例第38条）

⇒（P37「III2（1）②重大事態の調査主体と調査組織」を参照）

- （5）市長は、法第30条第2項の規定による調査が必要と認めるときは、「再調査委員会」を置くことができる（法第30条第2項、条例第47条）

⇒（P11「II1（1）③再調査委員会」を参照）

- （6）市長及び教育委員会が講ずるいじめの防止等のための対策について検証し、及び検討を加えることにより、いじめの防止等のための対策の効果的な推進を図るため、「仙台市いじめ防止等対策検証会議」を置く（条例第51条）

⇒（P11「II1（1）④仙台市いじめ防止等対策検証会議」を参照）

#### 4 いじめの定義等

##### （1）いじめの定義

いじめの定義は、条例第2条第1号により、法第2条第1項と同様に次のとおり定めている。本市はこの定義に基づき適切に対処していくものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為が起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、被害児童生徒本人がそれを否定する場合や本人が気づかない場合等が多々あることを踏まえ、被害児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあ



るため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を条例第14条及び法第22条の学校いじめ防止等対策委員会へ情報共有することは必要となる。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、条例第14条及び法第22条の「学校いじめ防止等対策委員会」(P23「II2(2)学校いじめ防止等対策委員会の設置」を参照)を活用して行う。

#### [具体的ないじめの態様の例]

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる など

「いじめ」の中には、犯罪行為に当たるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れから、直ちに警察に通報することが必要なものもある。

このような場合には、教育的な配慮や被害者の意向にも配慮の上で、警察と連携した対応を図ることが重要である。

## (2) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ

替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応に当たる。

また、「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることにも注意する必要がある。

さらには、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、社会全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが大切である。具体的には、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば仲間意識に起因する排他性、集団内での人間関係の序列化など)を理解して対応するとともに、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見て見ぬふりをし周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

国基本方針で示されている発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、各種災害において被災した児童生徒、原子力発電所事故により避難している児童生徒を含め、市立学校は、当該市立学校に在籍する特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の特性を十分理解した上で、当該児童生徒の保護者とともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、日常的に適切な支援を組織的に行うことが、いじめ防止の観点からも求められることについても、十分留意する必要がある。

### (3) 市いじめ防止基本方針における「学校」の範囲等

条例第2条第3号において、「学校」とは、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。」とされており、本基本方針における「学校」については、本市が設置する学校（市立学校）とする。

また、本基本方針における「児童生徒」については、市立学校に在籍する児童又は生徒とし、「保護者」とは、「児童生徒」の親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

なお、本基本方針では、市立学校から市立学校以外の学校（国立・都道府県立・私立学校）へのいじめに関する情報提供や、児童生徒の入学、卒業、転出入時における市立学校と市立学校以外の学校や幼稚園・保育所との間の引継ぎについても基本的な考え方を示すものとする。

## 5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本市においては、「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本に、「いじめは早期発見・適切かつ迅速な対処が重要」との姿勢の下、「地域とともに歩む学校」づくりを進めながら、市や学校、家庭、地域社会全てがいじめの問題

と真摯に向き合い、ともに連携を図りながら、いじめの防止等の取り組みを確実に推進していくことが重要である。

#### (1) いじめの防止 ～「いじめはしない・させない・許さない」

いじめの問題をより根本的に克服していくためには、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識を持って、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。特に児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間としての成長を促しながら、いじめを生まない土壌を作っていくためには、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取り組みが必要である。

いじめ問題の解決のためには、加害・被害の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる児童生徒への働き掛けと意識付けが何より重要であり、児童生徒自身が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人一人がその所属する集団の中で、「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢を示していくことで、いじめの多くは抑止できるものと考えられる。

なお、条例では、児童生徒のいじめの禁止及び児童生徒の心構えについて、次のとおり定めている。

(いじめの禁止及び児童生徒の心構え)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

2 児童生徒は、自己を大切にするとともに、他者を思いやるよう努めるものとする。

このため、学校の教育活動全体を通じ、法や条例により児童生徒はいじめを行ってはならないと定められていることについて周知を図りつつ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度・社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが必要である。特に、東日本大震災による被災地である本市においては、復興の未来を担う児童生徒が、命の尊さを学び、自らの存在価値を認め、自己を大切にするとともに、他者を思いやり、協力する心を育成することなどが強く求められるところである。

さらに、いじめの背景には様々な要因が考えられるが、中でもストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感、充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取り組みの重要性について市民全体に認識を広め、家庭、地域においても、いじめを見逃さず、これを許さないとの姿勢を持って、学校と一体となった取り組みを推進することが必要である。

いじめの防止においては、以上を踏まえ「いじめはしない・させない・許さ

ない」の考え方を基本として進めることが大切である。

## (2) いじめの早期発見 ～「いじめは早期発見・適切かつ迅速な対処が重要」

「いじめは早期発見、適切かつ迅速な対処が重要」との姿勢の下、教職員をはじめ、児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気付き対応していくことが大切である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が発する不安や変化を見逃さず、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のためには、児童生徒や保護者が教職員に信頼し安心して相談できるよう、教職員と児童生徒及び保護者との間の常日頃からの信頼関係の醸成が重要である。市教育委員会及び市立学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることも必要である。

## (3) いじめへの適切かつ迅速な対処

いじめがあることが確認された場合、市立学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、当該児童生徒を守り通すとの姿勢の下に事実の詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に事情を確認し適切に指導を進めるなどの対応を、いじめを受けた側と行った側の双方の児童生徒やその保護者との間で共通理解の下に行われるよう配慮しながら、適切かつ迅速に組織で行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

そのため、教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、市教育委員会作成の教員向けの手引書や校内研修などを通じて、理解を深めておくことが必要であり、更には、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておくことが大切である。

## (4) 家庭や地域との連携 ～「地域とともに歩む学校」づくりの推進

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。特に、保護者が子供の教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題も含めた児童生徒の現状について共通理解に立ち、連携し協働で取り組むことが必要である。

条例では、保護者等におけるいじめの防止について、次のとおり定めている。

(保護者等におけるいじめの防止)

第15条 児童生徒の保護者、兄弟姉妹その他の親族及び同居人(次項において「保護者等」という。)は、当該児童生徒に対し、虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為をいう。)をしてはならない。

2 保護者等は、その言動が当該児童生徒の心身に与える影響に配慮し、当該児童生徒の心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

第16条 保護者は、その保護する児童生徒を、地域における活動及び行事に参加させるよう努めるものとする。

保護者等から日常的に暴力や暴言を受け続けていると、児童生徒も他者を攻撃することを当然と誤ってしまい、その発現が「いじめ」となることがある。保護者等は、虐待をしてはならず、虐待には当たらない言動であっても児童生徒の心身を傷付ける場合があることに留意して、児童生徒の心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとされている。また、学校以外でのいじめの防止や早期発見においては、地域の協力も重要である。このため、保護者は、可能な範囲で地域における活動や行事に児童生徒を参加させたり、活動や行事に協力するよう努めるものと定めている。

本市においては、現在、児童生徒のよりよい学びのために、学校が積極的に家庭・地域と連携して豊かな教育環境の創出を目指す「地域とともに歩む学校」づくりを教育活動の基盤に据えて進めているところである。この理念の下、学校支援地域本部など、学校が家庭・地域と一体となって地域ぐるみで児童生徒を育てる体制づくりを進めていく中で、いじめの防止等についても、対応を図っていくことが極めて重要である。

また、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、児童生徒が日頃から、異なる年齢を含めた他の児童生徒や大人と関わりを持つ機会として、地域における活動や行事も重要である。

条例では、地域住民におけるいじめの防止について、次のとおり定めている。

(地域住民におけるいじめの防止)

第17条 地域住民は、その地域における活動及び行事を通じて、その地域に居住する児童生徒との交流に努めるものとする。

地域で児童生徒を見守り育てることや、児童生徒がさまざまな世代との関わりを通じて認められることが自己有用感や自己肯定感を高めることに有効である。このため、地域住民は、地域行事に児童生徒が参加することによる世代間交流を図るよう努めるものと定めている。

## (5) 関係機関や他の学校との連携

市立学校や市教育委員会において、いじめに関係した児童生徒に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や法務局、相談関係専門機関や医療機関、児童生徒の指導上の問題の解決のための学校関係機関等との適切な連携が有効であり、日頃から、市教育委員会や学校と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、市立学校の児童生徒が利用する児童館では、市立学校と人間関係が連続しており、いじめが発生した場合には双方で適切に対応して早期解決を図る必要があることから、適宜必要な情報共有が図られるよう、市立学校と児童館との間で、情報共有体制を構築しておくことも重要である。

このほか、児童生徒の入学、卒業、転出入に際しても、これまで在籍した学校（市立学校以外の学校や幼稚園・保育所を含む。）と、入学・転入先の学校間において、必要な情報が円滑に引き継がれるよう特に留意することが求められる。

特に、児童館は市立学校と人間関係が連続しているので、いじめを防止したり適切かつ迅速に対処するために必要があるときは、その児童館を利用する児童生徒に係るいじめの防止等に必要な情報を、学校に提供したり、学校から情報の提供を受け、双方が協力しながら適切に対応する。

## II いじめの防止等のための対策の内容

### 1 市（市教育委員会を含む）が実施する施策

市及び市教育委員会は、条例第5条及び第6条に定める責務に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの適切かつ迅速な対処等に向け、下記に掲げる施策を推進する。

なお、施策の推進に当たっては、展開する施策が有効に機能しているか検証し、必要な見直しや改善を図りながら、施策が真に意義あるものとなるよう、真摯に取り組むものとする。

#### (1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

##### ① 仙台市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定を踏まえ、条例第32条により「仙台市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

本協議会は仙台法務局、宮城県警察本部などの行政機関、学校関係者、保護者代表、市教育委員会、市児童相談所等の市関係機関などの機関、団体の委員で構成する。

## ② 仙台市いじめ問題専門委員会

法第28条第1項に規定するいじめの重大事態について、学校の設置者としてその事実関係を調査審議するとともに、市教育委員会が行ういじめの防止等のための対策について調査研究等（法第24条に基づく学校の設置者によるいじめ事案の調査を含む。）を行う組織として、法第14条第3項の規定を踏まえ、条例第38条により市教育委員会に附属機関として仙台市いじめ問題専門委員会を設置する。

本委員会は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者（弁護士、精神科医など）で構成することを基本とする。なお、調査を行う場合にはいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

なお、委員のほか、当該重大事態に係るいじめ（いじめの疑いのある行為を含む。）を受けた児童生徒又はその保護者から求めがあり、かつ、委員長が必要があると認めるときは、条例第42条に基づき、本委員会に特別委員を置くことができるとされている。特別委員も、本委員会を構成する一員であることから、委員と同様、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

併せて、本委員会による調査審議を円滑かつ迅速に行うため必要がある場合等には、本委員会の下に調査部会を設置することができる。

## ③ 再調査委員会

市教育委員会から市長への法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査の結果に係る報告を受け、市長が、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態（生命に関わる重大な被害等）の発生の防止のため必要があると認める場合の法第28条第1項の規定による重大事態の調査結果に係る再調査を行う組織として、条例第47条により市長の附属機関として再調査委員会を設置する。

本委員会は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者（弁護士、精神科医など）で構成することを基本とし、当該再調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

## ④ 仙台市いじめ防止等対策検証会議

市長及び市教育委員会が講ずるいじめの防止等のための対策について、検

証し、及び検討を加えることにより、いじめの防止等のための対策の効果的な推進を図ることを目的とする組織として、条例第51条により、「仙台市いじめ防止等対策検証会議」を設置する。

本会議は、いじめ及びその対策に関連する専門的な知識や経験を有する者（学識経験者、弁護士など）で構成する。

## （２）市（市教育委員会を含む）が取り組む主な施策

### ① いじめの防止

#### ア 児童生徒に対する教育・啓発等

（ア）児童生徒のいじめ防止等の重要性などの理解を深めるとともに、児童会や生徒会等によるいじめの防止に向けた自主的取り組みを促進するため、毎年5月と11月を「いじめ防止『きずな』キャンペーン」月間とするとともに、「いじめ防止『きずな』サミット」や「いじめストップ・リーダー研修」を開催し、市立学校と連携の上、いじめの防止等の啓発活動に取り組む。

（イ）「いじめ防止『きずな』キャンペーン」をはじめ本市のいじめ問題への取り組みや市立学校における取り組み状況などを、市教育委員会ホームページ等により保護者や市民に広報し、いじめの防止等に関する理解の促進を図る。

（ウ）弁護士の協力を得て、いじめ予防教育に向けた新たな授業モデルを構築し、いじめ予防教育を推進する。

（エ）各市立学校において、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みや、PTA等と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する説明会及び研修会を開催するなど、いじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図るよう推進する。

（オ）児童生徒の豊かな情操と生命・人権を大切にする態度を養うため、市教育委員会作成の人権教育資料『みとめあう心』などの活用により、道徳教育や体験活動等の推進を図る。

（カ）障害の有無などによる分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを目指し、交流及び共同学習などを通して障害児・者に対する理解の促進を図るとともに、障害のある児童生徒に対する適切な支援や指導を充実させる「特別支援教育」を推進する。

（キ）「命を大切にする教育」の実践の積み重ねを促進するとともに、自死予防教育の手引きを作成するなど、児童生徒の発達段階に応じた自死予防教育を推進する。

（ク）児童生徒が、命の尊さを学び、人を思いやる心や他者と協力する態度などを育むため、新防災教育副読本『3・11から未来へ』などの活用



により、地域の状況等を踏まえた「仙台版防災教育」の推進を図る。

- (ケ) 小学校から高校までの発達段階に即して、人との関わりを大切にしながら、「学ぶこと」「働くこと」「生きること」をつなぎ、児童生徒一人一人が「社会的・職業的に自立した大人」になるための力を育む「仙台自分づくり教育」の取り組みを進める。

## イ 学校の対応体制の整備、支援等

- (ア) いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、市立学校における児童生徒指導体制の充実に向けた「いじめ対策担当教諭」(※1)や「いじめ対策支援員」(※2)等の配置、いじめを含む教育相談に応じるスクールカウンセラー(※3)・スクールソーシャルワーカー(※4)の配置や派遣等を行う。
- (イ) 各市立学校におけるいじめの実態把握及び防止等のための取り組み等について、定期的に報告を求め、取り組み状況等を点検するとともに、必要に応じて、市立学校に対する取り組みの充実を促すなど、適切に助言指導する。
- (ウ) 中学生を対象に学校生活への意欲や満足感等を把握するアンケート調査を実施し、生徒一人一人への理解を深め、いじめの早期発見等にもつなげるとともに、本アンケートを通じて学級集団の状況も併せて把握し、よりより学級づくりへの活用が図られるよう支援する。
- (エ) 市教育委員会の指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにより構成される「いじめ不登校対応支援チーム」が全市立学校を巡回訪問し、「学校いじめ防止基本方針」の整備状況や規定内容、いじめ対策に関する組織運営の状況、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組み状況、いじめアンケート実施後の対応状況の確認などを行い、いじめ対策が適切に展開され、困難事案や重大事態に発展することがないように、学校に対して助言指導を行う。

---

### ※1 いじめ対策担当教諭

各市立学校におけるいじめ対策の推進のため、主に学校いじめ対策委員会の運営、いじめ対策や校内研修の企画立案、教育相談に係る調整などの役割を担う教諭。全市立学校に配置。

### ※2 いじめ対策支援員

特に困難ないじめ事案への対処が必要な小学校に一定期間派遣される者(元警察、元教員等)。

### ※3 スクールカウンセラー

児童生徒の心のケアや教職員への助言を行う専門家。

### ※4 スクールソーシャルワーカー

社会福祉上の諸問題に対して専門的な助言指導を行う専門家。

- (オ) スクールロイヤー（※5）が市立学校に対し、いじめをはじめとする学校が直面するさまざまな課題への対応について相談に応じ、子供の最善の利益を念頭に置きながら、法を踏まえた適切な対応等について助言指導を行う。
- (カ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの効果的な連携が図れるよう、その役割や活用事例などについて周知を図る。
- (キ) 市教育センターに設置する「教職員相談支援室」において、いじめへの対応、学級運営、保護者対応などに関する教職員からの職務上の相談に元教員が応じ、助言指導を行う。

## ウ 教職員のいじめ防止に向けた理解や資質の向上に向けた取り組み

- (ア) 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許しいじめの深刻化を招きうることに注意する。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、体罰や不適切な指導は児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものである。よって、教職員研修等により体罰や不適切な指導の禁止の徹底を図る。
- (イ) いじめの未然防止に向けた取り組みや、いじめへの対処にあたってのポイントなどを整理した市教育委員会作成の教員向け手引書「いじめ防止マニュアル」及び「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」を全市立学校の教職員に配付するとともに、本マニュアル等に基づくいじめの未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対処に向けた取り組みを推進するよう定期的に周知することでその徹底を図る。
- (ウ) いじめ防止等のための教職員の資質向上を図るため、各学校のいじめ対策担当教諭をはじめとした教職員対象の研修や会議を計画的に実施するとともに、各市立学校における校内研修の充実を推進するものとし、全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取り組みを促す。  
なお、研修に当たっては、教職員のいじめに対する感知能力の向上や、事案対応に当たっての実践的なスキルの向上等を通じて、いじめに対する対応力の底上げが図られるよう特に留意する。
- (エ) 子供の権利利益に精通する弁護士を講師として、いじめ問題への対応に当たっての基本の徹底に向けた教職員対象の研修を実施する。
- (オ) 特に配慮が必要な児童生徒について、教職員の当該児童生徒に対する正しい理解の促進や必要な専門性の向上に向けた研修の充実を図る。

---

### ※5 スクールロイヤー

仙台市では、仙台弁護士会から推薦を受けた弁護士が「スクールロイヤー」として、学校で発生するさまざまな課題に関する相談に応じ、子供の権利を守ることを前提とした法的観点踏まえた助言指導を行うなどの取り組みを行っている。

- (カ) 市立学校におけるいじめの防止等のための研修の充実や適切な対応を図るため、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、いじめの防止や対処等に関し助言できる者などの人材に係る情報提供を行う。
- (キ) 市立学校の中から、いじめ不登校対策推進協力校を毎年指定し、それぞれの実態に応じた、いじめの防止等に関する先進的な活動の展開を図り、その成果を全校に広げる。

## エ 市民向け広報啓発

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、社会全体でいじめ対策に取り組む重要性やいじめの定義について理解を広め、全市的にいじめの防止等に取り組むことが重要である。

また、いじめに係る相談については、相談のしやすさの観点から、本市においては、「24時間いじめ相談専用電話」、「いじめ相談受付メール」、「いじめSNS相談」といった電話やメール、SNSといった手法を用いた相談窓口をそれぞれ独自に開設するなど、窓口の多様化を進めてきたが、市の相談窓口に加え、国、県、民間団体が開設する相談窓口も含め、気軽に利用されるようさらに周知を図る必要がある。

このため、子供未来局はイベントの機会等を捉えた広報啓発物の配付等を通じて、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響や社会全体でいじめ対策に取り組む重要性、いじめに係る相談窓口等について、広く市民に対して啓発を行う。また、保護者や地域住民にターゲットを絞った啓発も行う。

いじめの防止に向けては、保護者の理解と協力が不可欠であり、児童生徒の保護者等の行為が児童生徒に与える影響も考慮する必要があることから、条例第8条や法第9条に定める保護者の責務や、虐待の禁止等について、子供未来局及び市教育委員会は、市立学校と協力して児童生徒の保護者に対し周知する。

その他、いじめの防止に向けては、児童生徒が異なる年齢を含めた他の児童生徒や地域の多くの大人と関わる機会となる活動を推進し、自己有用感や自己肯定感を高めることも有効であることから、条例第16条を踏まえ、保護者に対し、その保護する児童生徒を地域における活動及び行事に参加させるよう子供未来局及び市教育委員会は、市立学校と協力して促す。

加えて、市教育委員会は、条例第17条を踏まえ、地域における活動及び行事を通じた、地域住民とその居住する地域に居住する児童生徒との交流活動を推進し、地域の様々な活動に参加できるような環境づくりに努める。

### ② いじめの早期発見

- (ア) いじめの早期発見と適切かつ迅速な対処を図るため、全市立学校の児童生徒に対し、アンケート方式による「いじめ実態把握調査」を毎年

11月の「いじめ防止『きずな』キャンペーン」に合わせて全市一斉に実施するほか、各学校に対し、学校独自のアンケート調査の定期的な実施を促す。

- (イ) いじめの早期発見と適切かつ迅速な対処に向けた学校組織体制の整備として、「いじめ対策担当教諭」や「いじめ対策支援員」等の配置、いじめを含む教育相談に応じるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や派遣等を行う。併せて、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図り、児童生徒としっかりと向き合う体制づくりを推進する。
- (ウ) 市教育委員会に24時間対応のいじめ相談電話を設置し、児童生徒やその保護者からの相談に応じる。また、若年層の多くが利用するコミュニケーションの手段であるSNSを活用して、いじめを含めた様々な悩みに関する相談窓口の多様化を図る。併せて、子供未来局は市教育委員会以外の相談機関の紹介も含めて、児童生徒や保護者、教職員、市民に必要な周知を行う。
- (エ) 児童生徒の発するいじめのサインを見逃さないようにするなど、いじめの発見のための注意項目などを整理した、市教育委員会作成の教員向け手引書「いじめ防止マニュアル」及び「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」を配付し活用を推進することで、教職員のいじめへの理解や感知力向上を図り、いじめの早期発見につなげる。
- (オ) インターネットを通して行われるいじめへの対策として、「仙台まもらいだー・インターネット巡視」により、定期的なインターネット巡視を行い、問題となる情報を発見した場合には、市立学校と連携・協力して適切な対応を行う。
- (カ) インターネット上のいじめの早期発見・早期対応に向け、各市立学校に配備したパソコンを活用して、インターネット上の問題ある書き込み等をチェックする「学校ネットパトロール」の取り組みを推進する。

### ③ いじめへの適切かつ迅速な対処

#### ア 市・市教育委員会による学校への支援

- (ア) 本基本方針を踏まえ、市教育委員会は、市立学校に対して、いじめへの適切かつ迅速な対処等に関し、必要な助言指導を行うとともに、いじめが発生した場合には、その状況に応じて、指導主事等の職員や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家、自立支援指導員（※6）やいじめ対策支援員等の派遣を行う。また、市立学校に

---

#### ※6 自立支援指導員

いじめや暴力行為等の問題行動に直面する学校を継続的に訪問し、教職員への助言指導や児童生徒への面談、問題行動を繰り返す児童生徒の自立支援等を行う者（元警察等）。

よる対処が困難な場合等には、当該市立学校と共同で事実関係の調査に当たるなど、市教育委員会は市立学校のいじめの解決に向けた取り組みを支援する。

- (イ) いじめがあると思われる場合の聴き取りなどの事実確認のための調査、対応、改善の指導など、いじめへの対処にあたってのポイントなどを整理した、市教育委員会作成の教員向けの手引書「いじめ防止マニュアル」及び「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」を全市立学校の教職員に配付するとともに、本マニュアル等に基づく適切かつ迅速な対処に向けた取り組みを推進するよう定期的に周知することでその徹底を図る。
- (ウ) 市児童相談所、市子供相談支援センター、市北部・南部発達相談支援センターは、いじめへの適切な対処に関する専門的な情報の提供、技術的な助言などの必要な支援を行う。

## イ 市教育委員会と学校の連携による個別事案への適切かつ迅速な対処

- (ア) 市教育委員会は、市立学校からの年4回のいじめ事案の定期報告を受け、複数回のいじめを受けている児童生徒や、不登校の原因としていじめが疑われる児童生徒を確認し、市立学校と連携して必要に応じ対応する。
- (イ) 市教育委員会は、いじめへの対処に関して、児童生徒や保護者から相談があった場合や、市立学校からの相談、報告等の機会を捉えて、いじめへの対処がいじめを受けた側と行った側の双方の児童生徒や保護者との共通理解の下に行われているか確認するよう促すとともに、必要な助言指導を行う。
- (ウ) いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、市教育委員会が学校相互間の連携協力体制の調整を行いながら、いじめの解決の対応を進める。
- (エ) いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとし、市教育委員会は、学校教育法及び仙台市立学校の管理運営に関する規則に基づく出席停止制度の内容や出席停止命令に必要な手続等について、市立学校への通知の発出等を通じて、その周知を図る。
- (オ) 市教育委員会は、いじめを行った児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りの支援に資する取り組みを、当該児童生徒が在籍する市立学校と協力して実施する。
- (カ) いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、指定学

校の変更等の弾力的な対応を検討する。

#### ④ 家庭や地域との連携

- (ア) いじめ問題に関する理解を促進し、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、各市立学校において、「地域とともに歩む学校」づくりを推進し、その中で、いじめの防止等をはじめとする児童生徒の健全育成のための共通理解を進める場の設定や、協働型学校評価への目標設定等により、PTAや地域の関係団体等と連携して取り組むように努める。
- (イ) いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」を活用し、市立学校、家庭、地域が、いじめについて理解を深め、いち早く児童生徒のいじめに気づき、適切に指導や支援、相談に結び付ける。
- (ウ) より多くの大人が子供と関わり、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校支援地域本部や放課後子ども教室など、市立学校と家庭・地域が組織的に連携する体制づくりの拡充を進める。
- (エ) 学校と地域の双方向性を重視した関係の構築に向け、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくための仕組みである「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会制度)の導入に向けた調整を進める。

#### ⑤ 関係機関や他の学校との連携

- (ア) 市教育委員会は、宮城県警察、市児童相談所、市子供相談支援センター、市北部・南部発達相談支援センター、仙台法務局、医療機関などの関係機関との連携を図る上から、日頃からの担当者間での情報交換や連絡会議の開催などを進める。
- (イ) 市教育委員会は、市立学校に対し、児童生徒にいじめをはじめとする様々な問題が生じた場合には、その背景を踏まえ、市教育委員会のほか、関係する市児童相談所、市子供相談支援センター、市北部・南部発達相談支援センター等の専門機関にも躊躇することなく速やかに相談し、連携の上、児童生徒に対する適切な支援や指導を行うよう周知を徹底する。  
市児童相談所、市子供相談支援センター、市北部・南部発達相談支援センターは、市立学校からの相談に対し、できる限り速やかに、専門的な知見に基づく助言や適切な支援を行うものとする。
- (ウ) 仙台市校外指導連盟や地域ぐるみ生活指導連絡協議会、学校警察連絡協議会など、学校関係機関とも連携を図りながら、いじめを含む児童生徒の指導上の問題の解決を目指した取り組みを進める。
- (エ) 条例第28条の規定を踏まえ、市立学校と児童館との間で、年度当初に相互の情報共有体制を確認し、適宜必要な情報を共有するとともに、定期的な情報交換の場についても設けるなど、市立学校と児童館との間

の情報共有体制の構築を適切に行うよう市教育委員会は市立学校に対し、子供未来局は児童館の指定管理者等に対し、それぞれ周知を図る。併せて、保護者に対しても、この取り組みについて市長部局と市教育委員会が協力して周知を図る。

(オ) 市教育委員会は、市立学校に対し、当該市立学校から卒業ないし転出する児童生徒について、入学又は転出先の学校（市立学校以外の学校を含む。）に当該児童生徒に係る必要な情報が、十分かつ適切に伝わるよう工夫しながら引継ぎを行うよう周知を徹底する

(カ) 市教育委員会は、市立学校に対し、入学ないし転入してくる児童生徒等に関する前籍校（市立学校以外の学校や幼稚園・保育所を含む。）からの引継ぎ内容を踏まえ、当該児童生徒等が学校生活を円滑に過ごせるよう、当該情報を活かして、個々の事情への理解を深めながら適切に対応するよう周知を図る。

## ⑥ 重大事態への対処

⇒（P 36 「Ⅲ 重大事態への対処」を参照）

## ⑦ 学校や教員の評価

### ア 学校評価について

市の学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たって、いじめ事案の有無やその多寡を評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の適切かつ迅速な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に向けた取り組みを進めるものとする。

このことを踏まえ、市教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けることとし、市立学校に適切に周知し、必要な支援や助言指導を行う。

### イ 教員評価について

教員評価においても、教員個々のいじめ防止等に向けた取り組み状況を積極的に評価することが重要である。

市教育委員会は、教員評価において、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、適切かつ迅速に、組織的な対処を行っているかといった観点で評価されるよう、実施要領の策定や評価記録書の作成等を行うとと

もに、市教育委員会は校長に対する教員評価の適切な実施に向けた研修等を通じて指導する。

## ⑧ 学校運営改善の支援

(ア) 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめ対策担当教諭の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備等を通じて、教職員の多忙化解消に取り組むとともに、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

(イ) 本市における学校支援地域本部の拡充を進め、いじめの問題を含め、市立学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりの推進を図る。併せて、「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会制度)の導入に向けた調整を進める。

(ウ) 保護者や地域等に広くいじめの問題やこの問題への取り組みについての理解を深めるため、市教育委員会は、市立学校に対し、PTAや地域の関係団体等とも連携しながら、いじめに係る状況や対策について周知を図るよう促す。

## 2 市立学校が実施すべき施策

市立学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ防止等対策委員会を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各市立学校は、法第13条及び条例第11条第1項に基づき、国基本方針、市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や、取り組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

#### ① 学校いじめ防止基本方針を定める趣旨

学校いじめ防止基本方針を定める趣旨として、次のことが挙げられる。

○学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫したものとなること。

○いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えると



- ともに、いじめの加害行為の抑止につながること。
- 加害者への成長支援の観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながること。

## ② 学校いじめ防止基本方針に盛り込むべき内容

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止や早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要であり、例えば、いじめの防止のための取り組み、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定される。

具体的には、以下に掲げる内容を盛り込む必要がある。

- 中核的な内容として、いじめに向かわない態度・能力を育成し、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みが体系的・計画的に行われるよう、包括的な取り組みの方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすること。
- また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」など具体的な取り組みを盛り込むこと。
- そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ防止等対策委員会の取り組みによる未然防止・早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力の向上を図る校内研修の取り組みも含めた、年間を通じた組織の活動を具体的に記載すること。
- さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが望ましいこと。
- 加えて、より実効性の高い取り組みを実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを法第22条及び条例第14条の組織（学校いじめ防止等対策委員会）を中心に点検し、必要な見直しが随時図られるようなPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込む必要があること。

## ③ 学校評価の評価項目への位置付け

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況については、学校評価の評価項目に位置付けることが必要である。

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取り組み、早期発見・

事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価すること。

各市立学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善を図ること。

#### ④ 児童生徒、保護者、地域からの意見聴取

学校いじめ防止基本方針の策定、又は変更にあたっては、条例第11条第2項により、当該市立学校に在籍する児童生徒、その保護者、地域住民その他の関係者の意見を聴く機会を設けなければならない。

よって、方針の策定又は変更を検討する段階から学校評議員やPTA役員等の参画によって、地域と連携した学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針の策定や変更後、学校の取り組みを円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者から意見を聴く機会を設けるとともに、協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。

また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒自身の主体的かつ積極的な参加を確保する。

#### ⑤ 学校いじめ防止基本方針の周知

策定又は変更した学校いじめ防止基本方針については、条例第11条第3項に基づき、市立学校に所属する全ての教職員に周知するとともに、当該市立学校に在籍する児童生徒、その保護者、地域住民その他の関係者に周知を図るものとする。

周知にあたっては、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、児童生徒やその保護者に対しては、策定又は変更時のほか、入学時や年度初め等の機会を捉えて、定期的に周知するものとする。

#### ⑥ 不断の見直し

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止や早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容について、年間の推進計画も盛り込みながら策定するものであり、より実効性の高い取り組みの実施に向け、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを法第22条及び条例第14条の組織（学校いじめ防止等対策委員会）を中心に点検し、必要な見直しが随時図られるようなPDCAサイクルを機能させながら、不断の見直しを行う。

## (2) 学校いじめ防止等対策委員会の設置

法第22条及び条例第14条に基づき、各市立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会」（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を設置する。

学校いじめ対策委員会は、基本的に、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、いじめ対策担当教諭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、不登校支援コーディネーター（※7）、特別支援教育コーディネーター（※8）、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員（※9）等の構成により、内容・案件により、他の必要な教職員やスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家も参画させるなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

学校いじめ対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの適切かつ迅速な対処等、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものであり、具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

### 【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

### 【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

---

#### ※7 不登校支援コーディネーター

各市立学校における不登校支援の推進のため、主に校内委員会の運営、不登校対策の計画立案、学級担任への支援、保護者からの相談窓口などの役割を担う教諭。全市立学校に配置。

#### ※8 特別支援教育コーディネーター

各市立学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教諭。

#### ※9 さわやか相談員

一部の市立小中学校に配置されている児童生徒の話し相手等となるボランティア。

### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組みの推進】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかどうかや、学校で定めたいじめの防止等に関する取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取り組みについてPDCAサイクルで検証を担う役割

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策委員会は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取り組み（例えば、全校集会の際に学校いじめ対策委員会の教職員が児童生徒の前で取り組みを説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策委員会は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を適切かつ迅速に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策委員会の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識している否かを調査し、取り組みの改善につなげることも有効である。

学校いじめ対策委員会は、いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。

特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該委員会に報告・相談するものとし、加えて、当該委員会に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげるのが目的である。校長はリーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要があり、真に情報共有が行いやすい体制や環境、雰囲気となっているか常日頃から確認を行い、臨機応変に改善を図っていくことが求められる。

また、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめに関する防止、早期発見、措置などの各取り組みの実施に当たっては、当該委員会において、年度毎に具体的な年間計画を作成し実施することが必要であり、その作成等に当たって、学校評議員やPTA役員、地域住民などの意見を聴くことが必要である。また、啓発活動や相談体制などの取り組みについては児童生徒からの意見を聴くことも重要である。

いじめの未然防止・早期発見に向けた取り組みを実効性あるものにするとともに、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながりを向上させ、一体感を高めるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ対策委員会にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効性を高めるため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この学校いじめ対策委員会を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を行う。(重大事態への対処については、P36「Ⅲ 重大事態への対処」に詳述)

### (3) 市立学校におけるいじめの防止等に関する取り組み

市立学校において、いじめの防止等に向けた取り組みを適切かつ有効に機能させるためには、校長がリーダーシップを発揮し、主体的かつ組織的に学校が一丸となって取り組むことが求められる。

また、いじめの防止等に向けた取り組みを有効に機能させる上で、学校における円滑な情報共有は極めて重要であり、そのための学校の雰囲気づくりを校長は率先して取り組む必要がある。

市立学校は、特に下記に掲げる事項に留意し、具体的取り組みの例に掲げるような計画・取り組みなどを踏まえつつ、併せて国基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」等も参考にしながら、創意工夫の上、市教育委員会等と連携して、いじめの防止や早期発見、事案対処等に当たる。

## ① いじめの防止

条例では、市立学校におけるいじめの防止及びいじめの防止等のための教職員の資質向上について、次のとおり定めている。

(市立学校におけるいじめの防止)

第12条 教育委員会及び市立学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 市立学校は、当該市立学校におけるいじめを防止するため、当該市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

3 市立学校は、当該市立学校に在籍する特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の保護者との連携の下、必要に応じて関係機関と連携を図りつつ、いじめの防止等のための対策を講ずるものとする。

4 市立学校の教職員は、当該市立学校の教育活動その他の活動を通じて、当該市立学校に在籍する児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めるよう配慮するものとする。

5 市立学校の教職員は、当該市立学校に在籍する児童生徒に対し、体罰を加え、及び不適切な指導（児童生徒の人間性又は人格の尊厳を損ね、又は否定する言動を伴う指導をいう。）を行ってはならない。

(いじめの防止等のための教職員の資質の向上等)

第13条 市立学校は、当該市立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を講ずるものとする。

市立学校においては、いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取り組みとして、道徳教育の充実はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動等において、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等の児童生徒の主体的な取り組みを推進する。

未然防止の基本は、児童生徒が他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。そのため、道徳教育、防災教育、自分づくり教育など、学校教育活動を通して、児童生徒のいじめを生まない人間関係や集団づくりを指導し、推進する。

併せて、児童生徒の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重

要であり、教育活動において特に留意する必要がある。

このほか、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、市立学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めることも大切である。

また、教職員全員は共通理解の下、いじめを見逃したり助長したりすることのないよう、その指導の在り方に注意を払うなど、いじめ問題への対応力の向上を図りながら、児童生徒が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを推進していくことが必要である。加えて、特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒の保護者との連携の下、当該児童生徒の特性を十分理解した上で日常的に適切な支援を組織的に行うことが、いじめの防止等のための対策を講じる上でも欠かすことのできない大切な取り組みである。そのためには、いじめ問題への対応力や、特に配慮が必要な児童生徒への正しい理解と専門性の向上に向け、教職員自身の更なる資質能力と、学校組織全体の対応力の底上げも求められる。

なお、学校の教職員は、学校教育法第11条により「体罰」は禁止されている。子供たちに対する大人の行為が、児童生徒に問題解決のためには暴力や暴言も許されるという間違ったメッセージを伝え、いじめを誘発する恐れもあることから、条例第12条第5項により、体罰を加え、及び不適切な指導（児童生徒の人間性若しくは人格の尊厳を損ね、又は否定する言動の伴う指導をいう。）を行ってはならないことに特に留意しなければならない。（体罰・不適切な指導の防止に関する詳細は、市教育委員会作成の「体罰・不適切な指導防止ハンドブック」を参照のこと。）

#### （具体的取り組みの例）

- いじめに向かわせないための未然防止の取り組みとして、学級、児童会、生徒会等での討議により、児童生徒が主体的に目標設定や年間計画を策定し、計画的に取り組むなどの活動を推進し、支援する。
- 道徳教育、防災教育、自分づくり教育など、学校教育活動を通じた児童生徒のいじめを生まない人間関係や集団づくりを指導・推進するため、学校としてのテーマを設定し、各教科・領域、学校行事等において、年間指導計画を策定の上、計画的・継続的な取り組みを行う。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質向上に向け、学校独自の研修の企画、市教育委員会等主催の研修への参加及び参加者による報告会の実施等、学校の実情やいじめの課題に応じた取り組みを計画し実施する。なお、研修に当たっては、教職員のいじめに対する感知能力や、事案対応に当たっての実践的なスキルが向上し、いじめに対する対応力の底上げが図られるよう特に留意する。

- 教職員に対して、特に配慮が必要な児童生徒への正しい理解の促進や専門性の向上に向けた研修を行うとともに、校内で情報共有を行い、当該児童生徒の保護者との連携の下、必要に応じて関係機関と連携しながら、その特性を踏まえた支援等を組織的に実施する。
- 毎年全市的に実施する「いじめ防止『きずな』キャンペーン」において、児童生徒やその保護者に向けた啓発活動など、市立学校独自の取り組みを実施する。（児童会や生徒会、PTAや地域との共同実施等も含めて企画する。）
- インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを実施する。
- いじめの防止に向けては、保護者の理解と協力が不可欠であり、児童生徒の保護者等の行為が児童生徒に与える影響も考慮する必要があることから、条例第8条や法第9条に定める保護者の責務や、条例第15条に基づき、児童生徒の保護者等は、当該児童生徒に対し虐待（児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為をいう。）をしてはならないこと、及び児童生徒の保護者等は、その言動が児童生徒の心身に与える影響に配慮し、その保護する児童の心身の調和のとれた発達を図るよう努めることについて、市及び市教育委員会と協力して児童生徒の保護者に対し周知する。
- いじめの防止に向けては、児童生徒が異なる年齢を含めた他の児童生徒や地域の多くの大人と関わる機会となる活動を推進し、自己有用感や自己肯定感を高めることも有効であることから、条例第16条を踏まえ、町内会等から協力依頼があった場合には、保護者に対し、可能な範囲でその保護する児童生徒を地域における活動及び行事に参加させるよう促す。

## ② いじめの早期発見

条例では、市立学校におけるいじめの早期発見について、次のとおり定めている。

- 第19条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめを早期に発見し、適切かつ迅速に対処するため、当該市立学校に在籍する児童生徒に対するいじめに関する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市立学校は、当該市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該市立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、トラブルと安易に判断せず、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。



このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化やSOSを見逃さないようアンテナの感度を高く保つ必要がある。併せて、市立学校は、市教育委員会による一斉「いじめ実態把握調査」の他、学校独自のアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめの相談がしやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが大切である。

また、各市立学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること、及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、市立学校は、児童生徒からの相談に対しては、教職員等が迅速に対応することを徹底する。

#### (具体的取り組みの例)

- 児童生徒の発するいじめのサインを学校全体として見逃さないために、市教育委員会作成の「いじめ防止マニュアル」や「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」などを基にした、学校の実情に応じた教職員用のいじめの発見のための注意・チェック事項等を整理・作成する。
- いじめの疑いのある情報を教職員が把握した場合の報告のルートなど、組織的な情報集約化のための基本的なルールなどを策定する。
- 独自のアンケート調査の実施など、学校としてのいじめの実態把握・早期発見のための取り組みを実施する。
- 定期的ないじめの実態把握調査（毎年全市的に実施する「いじめの実態把握調査」を含む）の実施後の対応の仕方、継続的な見守り等の対応計画や体制づくりを行う。
- 学校生活における児童生徒の意欲や満足感等を把握するアンケート調査を実施し、児童生徒一人一人への理解を深めいじめの早期発見等を図るとともに、本アンケートを通じて学級集団の状況も併せて把握し、よりより学級づくりへの活用を図る。
- 「学校いじめ防止基本方針」により学校のいじめの相談体制の明確化を図り、児童生徒や保護者等に対し、入学時や年度初め、長期休業前などの機会を捉えて定期的に周知する。その際、市及び市教育委員会をはじめ、関係機関が開設する相談窓口についても併せて周知する。
- 児童生徒のいじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するための、教育相談週間を設定する。
- 学校・保護者・地域の三者による、学校におけるいじめの実態や防止対策等の情報の共有とともにそれぞれの立場での取り組みについての意見交換を行

う。

□いじめの早期発見や適切な対処に向け、事務の効率化や会議の精選といった教員の業務負担の軽減に向けた取り組み等により、教員が児童生徒としっかりと向き合う体制づくりを推進する。

### ③ いじめへの適切かつ迅速な対処

条例では、いじめが疑われる場合の学校への情報提供や、市立学校におけるいじめへの適切かつ迅速な対処について、次のとおり定めている。

(いじめに対する措置)

第20条 児童生徒若しくはその保護者からいじめに係る相談を受けた者又はいじめを行い、若しくは受けていると思われる児童生徒を把握した者は、速やかに、当該児童生徒が在籍する学校に直接又は教育委員会を經由して情報を提供するよう努めるものとする。

2 市立学校は、前項の規定による情報の提供があったときその他当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 市立学校は、当該市立学校においていじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行うものとする。

4 市立学校は、第2項の措置又は前項の支援、指導若しくは助言に当たっては、当該いじめの事案に係る児童生徒及びその保護者との共通の理解の下に行われるよう配慮するものとする。

5 教育委員会は、第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(いじめを行った児童生徒に対する指導等)

第21条 市立学校は、前条第3項の規定による指導を行うに当たっては、当該児童生徒がいじめを行った要因を把握するよう努めるものとする。

2 市立学校は、前項の要因を把握したときは、必要に応じて関係機関と連携し、当該児童生徒に対する支援その他いじめの再発を防止するための措置を講ずるものとする。

よって、学校の教職員はいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告するとともに、

当該委員会を速やかに招集し、いじめの事実の有無の確認やその後の対応に係る方針等を定めるなど、組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

併せて、いじめの有無の確認を行うための措置や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言に当たっては、説明や報告の都度、意向を確認しながら対応を進めるなど、当該いじめ事案に係る児童生徒及びその保護者との共通の理解の下に行われるよう配慮するものとする。

市立学校は法及び条例に基づき、市教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処することが必要である。

なお、市立学校が他の市立学校の児童生徒に係るいじめ（疑いを含む。）を認知した場合には、当該他の市立学校と連携して対処に当たるものとする。

#### **(ア) 被害児童生徒への対応及び支援**

被害児童生徒への対応に当たっては、被害児童生徒を守り通すという姿勢の下、保護者と連携の上、以下のような対応及び支援を講じていくことが必要である。

- 被害児童生徒の心的な状況等を十分確認し、被害児童生徒や情報を提供した児童生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聴き取る。
- 被害児童生徒にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童生徒に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら支援する。
- 被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童生徒が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- 被害児童生徒が、加害児童生徒との関係改善を望み、加害児童生徒の内省の深まりが確認できた場合には、被害児童生徒本人やその保護者の同意を得、加害児童生徒本人やその保護者がある趣旨や意義を十分理解したことを確認した上で、謝罪・和解の場を設けるなどして関係修復を図る。なお、関係修復を急ぐあまり、謝罪・和解の場を設けることを優先することのないように留意する。
- 加害児童生徒への指導や、加害児童生徒から被害児童生徒への謝罪が終わ

った後も、引き続き再発防止に向けた組織的な取り組みが必要である。従って、その後の見守り体制や再発防止策について、学校いじめ対策委員会で具体的に検討し、実践する。また、折りに触れ保護者等に見守りの状況等を伝えるとともに、必要な支援を行う。

#### (イ) 加害児童生徒に対する措置

加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、家庭環境や当該児童生徒の特性などに教育的な配慮を行いながら、以下のような措置を講じていくことが必要である。

- いじめたとされる児童生徒から、複数の教職員で事実関係を聴き取り、いじめがあったことが確認された場合、いじめを受けた児童生徒の意向を確認したうえで、しっかりといじめを受けた児童生徒に謝罪を行うよう指導する。また、学校は、教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、再発防止の措置を講ずる。
- 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- 加害児童生徒が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
- 児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意しながら、以後のいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、対応する。
- 加害児童生徒への対応に当たっては、当該児童生徒が当該いじめを行うに至った要因を把握するよう努めるとともに、加害児童生徒自身がいじめや虐待を受けているといった要因を把握したときは、必要に応じて関係機関と連携し、当該児童生徒に対する支援その他いじめの再発を防止するために必要な対応を行うものとする。
- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童生徒に対して、適切に懲戒(※)を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で、懲戒として認められると考えられるものの例(「体罰の禁止及び生徒理解に基づく指導の徹底について(文部科学省平成25年3月13日付通知)より)

「放課後等に教室に残留させる」「授業中、教室内に起立させる」「学習課題や清掃活動を課す」「学校当番を多く割り当てる」「立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる」「練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる」等

○なお、学校の教職員は、学校教育法第11条により「体罰」は禁止されている。子供たちに対する大人の行為が、児童生徒に問題解決のためには暴力や暴言も許されるという間違ったメッセージを伝え、いじめを誘発する恐れもあることから、条例第12条第5項により、体罰を加え、及び不適切な指導（児童生徒の人間性若しくは人格の尊厳を損ね、又は否定する言動の伴う指導をいう。）を行ってはならないことが規定されている。懲罰が必要と認める状況においても、決して体罰や不適切な指導によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要であることに特に留意する。

#### （ア）及び（イ）の具体的取り組みの例

- いじめが疑われる場合に、聴き取りなどの事実確認のための調査をはじめ、その後の対応、改善の指導など、市教育委員会作成の「いじめ防止マニュアル」及び「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」などを基にした、学校としてのいじめに対する措置に係る事項を整理する。
- いじめへの対処に当たり、いじめを受けた側と行った側の双方の児童生徒やその保護者との間で共通理解を図ることが難しい場合には、早い段階で市教育委員会に相談し、適切な対処に当たっての助言指導を得る。また、関係機関による対処も必要と思われる場合には、市教育委員会による助言や支援を得ながら、関係機関とも連携して対処に当たる。
- いじめの問題に関する指導記録を作成・保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たっての適切な引継ぎ等に活用する。

#### （ウ）いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### 1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット及びSNS等を通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断

される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。市立学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を具体的な見守りのプランに基づき注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

## 2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、市立学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## ④ 家庭や地域との連携

### (ア) 家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者や地域、家庭との連携が必要である。保護者は児童生徒の教育について第一義的責任を負うものであり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護する責務を有している。このようなことから、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導を適切に行い、いじめから児童生徒を守っていくためには、家庭との連携の強化が重要である。

### (具体的取り組みの例)

□学校が取り組むいじめ防止等に向けた対策について、学校いじめ防止基本方針に基づき、年度初め等の機会を捉えて児童生徒及びその保護者に定期的に周知し、学校の取り組みに理解と協力を求めるとともに、併せて学校ホームページ等でも紹介することを通じて、いじめの問題の重要性の認識を広め、家庭と緊密に連携する。

- 保護者と共通理解の下、いじめへの対処を行うことができるよう、学年・学級懇談会や個別面談、連絡帳などを活用するなどして、普段から保護者との信頼関係を築くよう努める。
- 入学前の説明会等の機会を捉え、入学前の幼児や児童の保護者に学校の内いじめに係る状況及び対策について情報提供し、いじめ問題への理解を推進する。
- いじめの理解や携帯電話・スマートフォン等によるインターネット利用などに関する説明会・研修会をPTAとの共催により企画・実施する。

#### (イ) 地域との連携

児童生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童生徒に対して地域の取り組みなどへの参加を促すことも有効である。

#### (具体的取り組みの例)

- 学校いじめ防止基本方針やいじめの防止等に関する取り組みを、学校だよりや学校ホームページ、地域における会議等で紹介することを通じて広報・啓発を図り、学校の取り組みに理解と協力を求める。
- いじめに向かわない子供の育成を目指し、協働型学校評価の目標として設定し、点検結果を踏まえて取り組みの更なる改善を図る。
- 学校支援地域本部事業などによる児童生徒が異年齢の他者や地域の多くの大人と関わる機会を企画・実施し、いじめの未然防止・早期発見や、児童生徒の自己有用感や自己肯定感の向上につなげる。

#### ⑤ 関係機関や他の学校との連携

学校も含めた児童生徒の日常生活において、いじめをなくし健全育成を図っていくためには、児童生徒の関わる学校に関係する組織や団体等との幅広い連携・協力を進めていくことが不可欠である。

また、いじめの事案解決に当たっては、学校による対応の範囲を超える場合もあり、状況に応じて、行政機関や専門機関との速やかな連携が図れるような関係づくりに取り組むことも重要である。

特に、多くの児童生徒が放課後に利用している児童館におけるいじめを防止し、又はこれに適切かつ迅速に対処するために必要があるときは、当該市立学校に在籍する児童生徒又は当該児童館を利用する児童生徒に係るいじめの防止等に関し、相互に必要な情報の提供を行うものとする。

このほか、児童生徒の入学、卒業、転出入に際しても、これまで在籍した学校（市立学校以外の学校や幼稚園・保育所を含む。）と、入学・転入先の学校間において、円滑な引継ぎが行われるよう特に留意する必要がある。

(具体的取り組みの例)

- 学校警察連絡協議会や地域ぐるみ生活指導連絡協議会を母体として、管内の警察署・交番等、児童館、市民センター等との連絡窓口の紹介や情報交換などを行う。
- 市立学校と児童館との間で、年度当初に相互の情報共有体制を確認し、適宜必要な情報を共有するとともに、定期的な情報交換の場についても設けることとし、年度当初にその日程を定める。
- 入学ないし転入してくる児童生徒に関する前籍校からの引継ぎが適切かつ円滑に行われるよう、学校と当該学校の学区内に属する他の学校との間で、定期的な情報交換の場の設定などを通じて、緊密な連携体制を構築する。
- 学校から卒業ないし転出する児童生徒について、入学又は転校先の学校（市立学校以外の学校を含む。）に当該児童生徒に係る必要な情報が、十分かつ適切に伝わるよう工夫しながら引継ぎを行う。また、引継ぎを受けた場合には、当該児童生徒等が学校生活を円滑に過ごせるよう、当該情報を活かして、個々の事情への理解を深めながら組織的に対応する。
- 児童生徒等の引継ぎを受ける場合には、単に書面や口頭だけではなく、例えば中学校入学時には、中学校の教員が学区内の小学校を訪問して学校生活の様子を直接確認するなど、可能な限り正確な実態把握に努め、適切な対応につなげる。

### Ⅲ 重大事態への対処

いじめの重大事態については、条例第26条に基づき、国基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」を踏まえ、重大事態が発生した場合の対処の方針（以下「市対処方針」という。）を定めるとともに、市立学校においては、条例第27条に基づき、当該市立学校における重大事態の対処の方針を定め、適切に対応する。

#### 1 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。市、市教育委員会及び当該児童生徒が在籍する市立学校は、当該重大事態に係るいじめを受けた児童生徒の



生命、心身又は財産の保護を最も優先して対処しなければならない。

併せて、重大事態への対処及びその公表に当たっては、当該重大事態に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向に配慮しなければならないことにも留意し、市対処方針等を踏まえ丁寧に対応するものとする。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は市立学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめ重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## 2 市教育委員会又は市立学校による調査

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。

#### ② 重大事態の調査主体と調査組織

重大事態の調査は、法第28条によれば、学校の設置者が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合が考えられ、国基本方針において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることから、本市においては、対象事案に応じて次の区分に基づき、市教育委員会が判断する。

なお、市立学校が主体となって調査を行った場合でも、その後、市教育委員会が必要と認めるときは、仙台市いじめ問題専門委員会（市教育委員会の附属機関）によって調査を行う。

## (ア) 市立学校が主体となって調査を行う場合

### 〔対象事案〕

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### 〔調査組織〕

各市立学校に設置の「学校いじめ対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

## (イ) 市教育委員会が主体となって調査を行う場合

### 〔対象事案〕

- 市立学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし、自死が疑われる場合や、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合には、市教育委員会が主体となって調査を行うものとする。

### 〔調査組織〕

条例によりあらかじめ設置される仙台市いじめ問題専門委員会（市教育委員会の附属機関）を調査組織とする。（P 1 1 「II 1（1）②仙台市いじめ問題専門委員会」を参照）

## ③ 実施する調査の内容

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に

応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

市教育委員会及び市立学校は、たとえ不都合なことがあったとしても、事実については調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

また、調査や再発防止に当たっては、国基本方針に示されているように、特に次の事項に留意しながら、国基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしつつ、事案の状況を踏まえて、適切に取り組むものとする。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」によれば、被害児童生徒及びその保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者又は学校は、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することが必要とされている。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もあることから、被害児童生徒及びその保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。また、当該ガイドラインによれば、重大事態の調査は、被害児童生徒及びその保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能とされている。よって、学校の設置者である市教育委員会及び市立学校は、被害児童生徒及びその保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を行うものとする。

#### **(ア) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合**

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

#### **(イ) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合**

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが

不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

なお、国基本方針では、「自殺の背景調査における留意事項」として、下記が示されている。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含

めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

○客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

○学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。

○情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

#### ④ その他の留意事項

法第23条第2項及び条例第20条第2項において、学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、いじめの事実の有無の確認を行うための措置として、学校いじめ対策委員会を中核とした調査を行うこととなる。この調査の結果、重大事態であると判明した場合も想定されるが、その場合には、重大事態の全貌の事実関係を明確にするため、法第28条第1項による「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項及び条例第20条第2項に基づき行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項及び条例第20条第2項に基づく措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りではない。

また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会においては、市立学校と連携の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、指定学校の変更等の弾力的な対応の検討を要する。

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び市立学校は協力して、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための体制を一刻も早く整え、適切に対応するとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

市教育委員会又は市立学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係（いじめがいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は市立学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。ただし、確たる根拠なく個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供することをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、市立学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び助言を行う。

### ② 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、市教育委員会より（市立学校が調査主体となったものは、市立学校より市教育委員会に報告し、市教育委員会を通じて）、市長に報告する。

なお、上記（1）の調査結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出するものとする。

## 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

市長は、法第30条第2項に基づき、調査結果の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態（生命に関わる重大な被害等）の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について、再調査委員会（市長の附属機関）により再調査を行うことができる。

（P11「II1（1）③再調査委員会」を参照）

この場合において、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」によれば、例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、市長は、再調査の実施について検討するとされていることから、このことを踏まえ、再

調査の実施の可否について判断するものとする。

- 調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

再調査委員会は、当該重大事態の状況及び法第28条第1項の調査組織による調査結果を踏まえ、調査方法等を決定し、適切に調査を行うものとする。

また、市長は当該委員会による調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

## (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を議会に報告する。

さらに、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## IV その他の重要事項

### 1 市立学校以外の学校への情報提供

仙台市及び市教育委員会は、市立学校以外の学校（国立・都道府県立・私立学校）に在籍する児童生徒に係るいじめの情報を受けたときは、当該児童生徒が在籍する学校の設置者等に対し、情報を提供するものとする。

また、条例第29条の対象外の学校に在籍する児童生徒に係るいじめの情報を受けたときは、条例に準じて、当該学校の設置者又は所轄する者に情報を提供するものとする。なお、市立学校に直接情報の提供があった場合は、市教育委員会に情報を提供するものとする。

なお、当該情報に関しては、早期の問題解決に向け、迅速に提供するものとする。

## 2 施策の検証等

市長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議において、必要に応じていじめの防止等のための対策に関する協議を行うものとする。

また、市長及び市教育委員会は、仙台市いじめ防止等対策検証会議（以下「検証会議」という。）に毎年度のいじめの防止等のための対策の取り組み状況等（市立学校の取り組み状況を含む。）を報告する。

検証会議は、報告を受けた毎年度の対策の取り組み状況等について、検証及び検討の結果を市長に報告する。市長は、検証会議からの報告内容を公表するとともに、市長及び市教育委員会は、検証会議から報告を受けたときは、必要に応じていじめの防止等のための対策の見直しを行うものとする。

併せて、市長は、いじめの防止等に関する対策の実施状況について、適宜、議会に報告するものとする。

## 3 市いじめ防止基本方針の公表及び見直し

市は、市ホームページ等において、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

なお、市いじめ防止基本方針の見直しは、上記2による施策の検証や、仙台市いじめ問題専門委員会及び再調査委員会からの答申内容等を踏まえながら、必要に応じて行うものとする。